

# 水源涵養保全地域について

## 1. 趣 旨

森林等の水源を涵養する機能を維持するために、適正な土地利用を図る必要がある地域として、遊佐町の健全な水循環を保全するための条例に基づき町長が指定する地域。

当該地域においては、開発行為の事前協議制度が適用されるほか、地下水の採取に係る吐出口が規則で定める断面積を超える井戸を設置しようとする場合は、井戸設置に着手する60日前までに町長に届け出なければならない。(注1)

※規則で定める吐出口の断面積 10平方センチメートル  
(管の内径 約35.6ミリメートル)

(注1) 規則で定める断面積を超える井戸設置の届け出は、水源保護地域以外の全域が対象です。

## 2. 水源涵養保全地域の考え方

遊佐町の健全な水循環を保全するための条例第9条

「森林等の水源を涵養する機能を維持するために、保全を図る必要がある地域」

## 3. 水源涵養保全地域の区域設定に当たっての視点

地下水等を涵養している地域として、遊佐町環境基本計画(平成25年3月)において清流涵養域としている地域の内、国有林を除く区域を基本とし、地形や土地の利用状況を踏まえ、水源涵養機能の維持のために土地の適正な土地利用を図る必要がある地域を指定する。また、地域における農林水産業、観光業の振興及び文化の伝承に資するよう配慮する。

具体的な指定にあたっては、地域森林計画における林班を基本として現地の土地利用状況を考慮し指定する。

## 4. 指定地域

(1) 8林班ろ小班、24林班、25林班い小班・は小班、26林班は小班、  
27林班から43林班まで、44林班い小班 (面積 約1,083ha)

○土地の利用状況

ほとんど森林である。26林班は小班、39林班、40林班、の各区域内に農地があるが、耕作放棄されている農地が多く、周囲の森林と併せて適正な土地利用を図る必要がある。

地域の下流域には、国指定史跡丸池のほか、吹浦及び直世の各簡易水道の水源、牛渡川湧水ベルト、滝沢川湧水ベルト等があり、鮭の遡上や貴重な水生生物が確認されるなど、国内でも貴重な水環境を形成している。

吹浦簡易水道 給水人口：2,668人

年間給水量：262,270m<sup>3</sup> (1日最大1,497m<sup>3</sup>)

直世簡易水道 給水人口： 599人  
年間給水量： 58,866 m<sup>3</sup>（1日最大315 m<sup>3</sup>）

(2) 47林班から49林班まで、59林班から65林班まで（面積 約365ha）

○土地の利用状況

ほとんど森林である。47林班ろ小班区域内に農地があるが、耕作放棄された農地が多いことから、周辺の森林と併せて適正な土地利用を図る必要がある。

地域内には、鳥海山の中腹から導水している農業用水堰があり、それらの維持も含めた適正な土地利用を図る必要がある。

(3) 68林班から70林班まで（面積 約246ha）

○土地の利用状況

下流域に白井簡易水道の水源及び湧水を水源とする農業用水堰（横堰）のほか、町の名水である胴腹の滝、湧水を利用した内水面漁業施設があることから、その上流域の森林等について適正な土地利用を図る必要がある。

地域内には岩石採取が行われていることから、水資源の保全に関する関心が高く、また、かつて岩石採取が行われた区域では、関係機関が連携して森林再生の取り組みを実践している。

白井簡易水道 給水人口： 557人  
年間給水量： 54,770 m<sup>3</sup>（1日最大309 m<sup>3</sup>）  
※広野水源を含む

(4) 67林班に小班・ほ小班・へ小班（面積 約165ha）

○土地の利用状況

ほとんど森林である。区域内には白井簡易水道の広野水源のほか、数多くの湧水があり、それらは農業用水に利用されていることから、それらの維持も含めた適正な土地利用を図る必要がある。

(1)～(4) 面積合計 約1,859ha

## 5. 参考事項

(1) 指定地域に隣接する国有林（山頂側）は水源涵養保安林に指定されている。

(2) 指定地域（1）～（3）までは、山形県水資源保全地域に指定されている。

(3) 町の森林面積に対する指定割合

① 民有林の指定割合（民有林の総面積：約5,598ha）

指定割合  $1,859 / 5,598 \div 33.2\%$

② 森林全体の指定割合（民有林+国有林等：約13,792ha）

指定割合  $1,859 / 13,792 \div 13.5\%$